児童生徒用 iPad 利用のガイドライン

三田市教育委員会

このガイドラインは児童生徒用タブレット端末(以下、iPad という。)の使用・管理について記したものです。iPad を使用する際には、このガイドラインに沿って「安心」「安全」「快適」に用いることを原則とします。

1 iPad を使用する目的

児童生徒の学習活動に資することを目的としています。一斉学習・個別学習・協働学習の場面おいて、主体的・対話的で深い学び、個別最適化された学習の推進を目的に使用します。三田市における i Pad の具体的な活用例については、別紙「三田市における I 人 I 台端末と高速通信環境がもたらす、新しい令和の学びのイメージ」を参照ください。

2 貸与される物品とその期間

児童生徒 | 人につき | 台 iPad と付属品一式を三田市より貸与します。 貸与される期間は、三田市立学校に在籍している間です。卒業や転出の場合は、速やかに 貸与されたものを学校に返却してください。

【貸与される物品】

- ・iPad 本体
- ・付属品(キーボードー体型ケース)
- ・充電ケーブル ・充電器

3 使用場所

市立小学校・中学校・特別支援学校、または家庭等で使用することを原則とします。

4 iPad を扱うときの留意事項

使用する際には、貸与端末であることを前提に、丁寧に扱ってください。特に、以下について十分に注意して利用してください。

(1) 教室・部屋の明るさ

暗いところ、あるいは極端に明るいところで iPad を使用すると、目の負担が大きくなります。使用場所の照度について、適切に調整してください。

(2) 姿勢

机や椅子の高さを調節したり、机上の教材を片付けたりして、無理のない姿勢で iPadを使用してください。

(3) 連続利用時間

iPad を利用する際には適切に休憩をとり、長時間の連続利用をしないようにしてください。

(4) 取扱方法

登下校中は、iPad はカバンに入れて持ち運び、カバンからは出さないでください。 感染症予防のため iPad を扱う際は清潔な手で扱ってください。また、濡れた手で iPad を扱うことは、けがや故障の原因となるので注意してください。

(5) 促帶 . 答理

ん 高温多湿を避け、落下や踏みつけによる破損の恐れのない場所に保管してください。 付属のケーブルなども紛失しないように保管してください。

(6) 家庭における通信環境

家庭で iPad を利用する際の Wi - Fi 通信環境は、家庭において整えてください。 (貸与している iPad は SIM カードの挿入による通信はできません。Wi - Fi 接続のみ使用可能です)

(7) 充電・通信料

家庭で使用する際のデータ通信料や充電にかかる電気料金は、家庭において負担して ください。

(8) 故障・紛失

家庭学習の際、iPad が破損した場合、または iPad の盗難や紛失が発生した場合は、速やかに学校に連絡してください。

児童生徒の故意または重大な過失による故障や紛失の場合は、原状復帰に要する費用 は原則保護者負担となります。

(9) ログ(記録)の取得・管理・利用

iPad の起動から終了までの間、児童生徒の学習活動に活用するため、下記のとおり操作履歴、学習履歴にかかるログ(記録)を取得、管理、利用します。(常時、使用状況を見ているものではありません。)

- ① 操作履歴にかかる下記のログは、端末管理ソフト、フィルタリングソフト等のクラウドサーバーで保存、管理され、必要に応じて、教育委員会、学校が情報漏えい対策、アプリ運用管理、不正アクセス防止などのセキュリティ対策のために利用します。
 - ・ iPad、ソフトウェア、アプリの起動、終了、アップデートなどの操作状況
 - ウェブサイトのアクセス先などの状況
- ② 学習履歴にかかる下記のログは、学習アプリや授業支援システム等のクラウドサーバーで保存、管理され、教育委員会、学校が児童生徒の個々の状況に応じた学習指導に利用します。また、アプリ運営会社において、児童生徒の氏名等の個人情報と切り離した状態で、ドリルの AI 判定機能等のために利用されます。
 - ・ 課題の提出や学習に取り組んだ時間などの状況
 - ・ 解答の正誤結果などの状況

(10) 禁止事項

iPad を安心、安全、快適に使用できるよう、次に記載する行為を禁止します。

- ① 学習に関係のないページや動画を閲覧する行為(フィルタリング機能により不適切なウェブサイトにはアクセスできないように設定されています。)
- ② 落書きしたり、端末を傷つけたりする行為
- ③ iPad を第三者に貸与したり、使わせたりする行為
- ④ iPad のパスワードを第三者に教える行為
- ⑤ 無断で改造したり、セキュリティの設定を変更したりする行為
- ⑥ 被写体となる者の許可なく写真や動画で撮影する行為、配信者の許可なくオンラインで配信されている映像を録画する行為及びそれらをインターネット等で第三者が閲覧できるようにする行為
- ⑦ 迷惑や不利益を与える行為、名誉毀損や誹謗中傷をする行為、個人情報を漏えいする行為
- ⑧ 知的財産権、肖像権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
- ⑨ 犯罪行為、営利活動に結びつく行為
- ⑩ その他、三田市教育委員会または学校長が不適当と判断する行為

(11) 同意書の提出

使用に際して、本ガイドラインを確認の上、「児童生徒用 iPad 利用同意書」を児童生徒が在籍する学校へ提出してください。同意書の有効期間は、児童生徒が当該校に在籍する間及びガイドラインの改訂までの間とします。

改訂にかかる同意書の提出については、教育委員会から示す方法により回答いただき ますよう、ご協力お願いします。

なお、児童生徒が卒業および転出等により当該校の在籍でなくなった際は、同意書は 保管している学校において破棄します。